

商 品 先 物 取 引 業 者

(商号又は名称)

(業務の種別)

(加入している商品先物取引協会の名称)

(記載上の注意)

1. 標識を営業所又は事務所に掲示する場合、当該標識は、縦20センチメートル以上、横30センチメートル以上の大きさとすること。ただし、営業所又は事務所が無人の端末である場合、当該標識は、縦5センチメートル以上、横7センチメートル以上の大きさとすること。
2. 業務の種別については、法第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別を記載すること。
3. 加入している商品先物取引協会の名称に続けて「加入」と表示すること。